

事務事業評価シート

評価実施年度：平成30年度

上位の施策名称 施策Ⅲ-4-5
環境保全の推進

1. 事務事業の目的・概要

事務事業担当課長 農産園芸課長 鳥屋尾 健史 電話番号 0852-22-5123

事務事業の名称	いのち育む島根の『環境農業』推進事業	
目的	(1) 対象	有機農業を始めとする環境保全型農業実践農業者及び志向農業者
	(2) 意図	環境保全型農業に取り組む農業者を増やす。
事業概要	環境保全への関心や、食の安心安全への意識が高まる中、農業生産活動において環境農業の推進を効率的かつ効果的に行うため、推進体制の整備を図ると共に、実証ほの設置や販路開拓等による技術普及及びマーケティング活動を実施する。	

2. 成果参考指標

成果参考指標名等		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位	
1	指標名	有機農業・特別栽培農産物の栽培面積	目標値	2,420.0	2,760.0	3,100.0	3,440.0	3,780.0	ha
	式・定義	有機農業面積+県100%農産物推奨面積+つや姫作付面積	実績値	1,954.0	2,310.0	2,435.0			
			達成率	80.8	83.7	78.6	-	-	
2	指標名	エコファーマー認定件数の累計(平成24年度以降)	目標値		2,306.0	2,391.0	2,477.0	2,563.0	人
	式・定義	平成23年度末のエコファーマー数に平成24年度以降の新規認定数を累計したもの	実績値	2,211.0	2,340.0	2,398.0			
			達成率	-	101.5	100.3	-	-	

3. 事業費

	前年度実績	今年度計画
事業費(b)(千円)	5,729	5,704
うち一般財源(千円)	5,162	5,121

4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	②改善策を実施した(実施予定、一部実施含む)
---------------------	------------------------

5. 評価時点での現状(客観的事実・データなどに基づいた現状)

○エコファーマー認定件数は、新規認定は58名。
 【新規認定件数実績(人数)】H27年度(75名)、H28年度(129名)、H29年度(58名)
 ○県100%農産物推奨面積は、H29年度は915haと前年より60ha減少した。
 【推奨面積】H27年度(842ha)→H28年度(975ha)→H29年度(915ha)
 ○つや姫作付面積は、H24年度県奨励品種特別栽培米として導入して以降、順調に栽培面積が増加している。
 【栽培面積】H24年度(282ha)→H25年度(564ha)→H26年度(704ha)→H27年度(712ha)→H28年度(940ha)→H29年度(1,121ha)

6. 成果があったこと(改善されたこと)

- エコファーマー新規認定件数は58件中、水稲で40件増加した。また、野菜では安来市の白ネギの増加が特徴的であった。
- 県100%農産物推奨面積は、松江市の法人組織で水稲面積が拡大傾向にあるが、一方で興出雲町の法人組織が水稲で申請されなかったことが影響し、全体では面積減となった。
- 平成24年度から水稲の県推奨品種として、特別栽培農産物に係る表示ガイドラインを準とした、特別栽培米の「つや姫」を導入しており、これまで慣行栽培のみだった農家に対して、特別栽培への意識も高まり、エコファーマーの申請も増えた。加えて実需者からの引き合いも強く、栽培面積も順調に増加した。

7. まだ残っている課題(現状の何をどのように変更する必要があるのか)

①困っている「状況」

- エコファーマーの認定については、農業全体の問題でもあるが、担い手の高齢化に伴い、5年間のエコファーマーの認定更新時に更新を行わない農業者が多く見られる。
- また、これまでエコファーマーは環境保全型農業直接支払制度の支援要件であったが、平成30年度から要件から外れたため、新規認定や認定更新への影響が危惧される。
- 島根県エコロジー農産物推奨制度については、つや姫を含め、推奨要件を満たしていても未申請であることや、これまでの申請者であっても、高齢化に伴い、次年度の申請を行わない方がいる。
- 一般消費者に対して、環境にやさしい農業への理解が広がっていない。

②困っている状況が発生している「原因」

- エコファーマー、島根県エコロジー農産物推奨制度共に、事務に手間を取られる以上のメリットが感じられていないと見受けられること。
- 県の環境保全型農業の取り組み全般に対してまだまだ生産者や消費者、実需者への周知が不足していること。

③原因を解消するための「課題」

- 生産者に対して、環境保全型農業の内容や島根県エコロジー農産物推奨制度の活用方法を理解してもらう必要がある。
- 高齢化を理由に更新をためらう生産者に対して、意欲を継続してもらうような働きかけが必要。
- 消費者ばかりでなく実需者へ環境農業に関する制度PR等を行い、通常の農産物との差を理解していただくことで、販売面でのメリットを確保する必要がある。

8. 今後の方向性(課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方)

- エコファーマーについては、任期満了で更新されない方が多いため、認定期間内に変更申請を行うよう早めに連絡し、技術目標の設定等を県担当者から直接アドバイスすることで、取組みを継続してもらうよう働きかける。特に、法人組織については取組み面積が大きいので、継続いただけるよう積極的に働きかける。ただし、環境保全型農業直接支払交付金について、平成30年度からエコファーマーが要件から外されたことから、交付金目的の生産者においては、任期満了で更新されない方が多く出ることが懸念される。
- 生産者や消費者に向けて、課で運用しているフェイスブックページ等、情報発信媒体を利用して、県エコロジー農産物を主とした特別栽培農産物のPRをすることによって、新たな掘り起こしを図る。
- 食の関心が高い消費者にターゲットを絞った効果的な情報発信や、販売店と連携したPRキャンペーンの開催など、環境農業に関する理解促進や食卓に取り入れるきっかけづくりを推進する。